

目次

Q1.	事業概要・補助内容・募集期間・実績報告締切.....	1
Q2.	申請方法・記入方法・日付.....	4
Q3.	添付書類.....	9
Q4.	申請後の変更.....	12
Q5.	財産管理・財産処分.....	13

2020年6月11日一部追記

Q1. 事業概要・補助内容・募集期間・実績報告締切

No.	質問	回答
1	募集期間(申請締め切り)はいつまでですか。 また実績報告書の提出期限はいつまでですか。猶予される場合がありますか。	募集は平成27年12月28日(月)までです。なお、センターに到着することが条件で、消印有効ではありません。 また申請総額が予算額を超過すると認められる場合、12月28日(月)前でも締め切る場合があります。 実績報告書は、平成28年2月12日(金)までにセンター必着です。 猶予されることはありませんので、工事完了および支払完了の日程管理が必要です。
2	申請書類の入手方法にはどのようなものがありますか。	センターのホームページよりダウンロードしてください。これができない場合、600円切手を貼付した返信用封筒(住所・氏名を記載した、角形2号)をセンターへ送付してください。
3	定額(上限有)の意味を教えてください。	充電設備の場合の定額とは、実際の購入費とセンターが定める補助金交付上限額のいずれか低い方をいい、上限有とは、充電設備の型式毎にセンターが定める補助金交付上限額をいいます。 設置工事の場合の定額とは、センターが審査し認めた申告額とセンターが定める工事上限額のいずれか低い方をいいます。上限有とは、センターが定める工事区分毎の補助金交付上限額をいいます。
4	同じ場所に2基の急速充電器、1基の普通充電器をつけます。複数の充電器を設置する際、補助金はどのように算出されるのですか。	充電設備等設置工事費と付帯設備設置工事費は、充電設備の基数分について申告と上限に基づき審査・算出します。案内板とその他費用は一つの申請毎に申告と上限に基づき審査・算出します。
5	補助対象となる充電器にどのようなものがあるのか知りたいが、方法はありますか。	センターのホームページから確認することができます。
6	どの充電器でも補助金は交付されるのですか。	センターが承認した充電設備が補助の対象となります。センターのホームページでご確認ください。
7	第4の事業で対象となる充電設備は何ですか。	センターが承認した、急速充電器、普通充電器、コンセントスタンドとなります。センターのホームページで確認できます。

No.	質問	回答
8	給電器を購入します。第5の事業で申請をしますが、条件はありますか。	給電器を稼働せしめる電気自動車等の所有が条件となります。 なお、電気自動車等を購入と同時に給電器を購入(リース)する場合、契約は分けていただくことになります。
9	給電器を購入します。第5の事業で申請をしますが、交付決定が下りるまで、給電器を使えないのでしょうか。	原則、利用できません。 第5の事業(給電器)の申請要件に「⑤申請時において、給電器の使用がされていないこと。」とあります。 「申請の手引き」にも給電器の使用開始は交付決定後と定義されています。 【「申請の手引き」100頁 1-2③、(注) 参照】
10	第1の事業、第2の事業で求められている「公共性を有するもの」とはどのようなことですか。	以下のすべての要件を満たした場合の事をいいます。 ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入れる場所にあること ②充電設備の利用を他のサービス(飲食等)の利用または物品の購入を条件としていないこと。(ただし、駐車料金の徴収可。) ③利用者を限定していないこと。(ただし、会員制などとしていてもその場で利用料金を払うなどは充電設備を利用できる場合は条件を満たすものとする。) 【「申請の手引き」4頁(注2)参照】
11	店舗の駐車場に設置します。お客様でなくても利用できるようにしますが、営業時間外は駐車場の利用ができません。 この場合は公共性の定義から外れてしまいますか。	公共性の定義に充電設備の利用時間に関する制限はありません。営業時間外は駐車場が閉鎖になることにより利用できなくなる場合でも、営業時間中に公共性の定義を満たしているのであれば、公共性を満たしていると判断します。 【「申請の手引き」4頁(注2)参照】
12	宿泊施設の駐車場に設置します。以下の場合は公共性の要件を満たすことになりますか。 ①宿泊施設である時間帯を宿泊者優先とした場合 ②完全に予約制とした場合 ③会員は24時間利用可能だが、非会員はスタッフが勤務する営業時間のみの場合	上記1-10の公共性をすべて満たしているという前提で以下のように判断します。 ①宿泊者等に充電器の利用がない場合に、誰でも充電器を利用できるのであれば、公共性を有していると判断します。 ②完全に予約制とした場合でも、誰でも予約可能であれば、公共性を有していると判断します。 ③充電器の利用時間に関する制限はありませんので、誰でも利用できる時間が営業時間などに限定される場合でも、公共性を有していると判断します。
13	充電器を設置する場所の土地の所有者でなくても申請出来ますか。	申請は可能です。 ただし、各事業の申請要件に「①充電設備を設置する土地の使用権限を有していること。」とあります。申請者の責任で土地の所有者に事前同意を得る必要があります。 各申請書の「申請要件等の確認」の欄にもありますのでセンターは申請時に土地所有者の同意を取得済みと判断しますので、同意が得られていないことが判明した場合には交付決定の取消(補助金交付済

No.	質問	回答
		みであれば補助金の返納)となります。
14	申請後に土地所有者の設置の承諾を得ていないことに気づきました。どうすればよいですか。	一旦その申請を取り下げ、承認を得た後再度申請してください。速やかに、補助金交付申請取下書(様式20)を提出してください。申請の前に確認すべき重要な事柄ですのでご注意ください。
15	充電器はいつから使っても良いのですか。	交付決定後に設置工事を開始し、設置工事完了後に、検収が完了しましたら、速やかに充電設備は稼働してください。
16	申請書を提出してから交付決定通知が届くまで、どのくらいの期間がかかりますか。	申請書類がすべてそろっていることが前提となりますが、約1.5か月以内となります。
17	実績報告書を提出してから補助金が振り込まれるまで、どれくらいの期間がかかりますか。	報告書類がすべてそろっていることが前提となりますが、約1.5～2か月で振り込まれる予定です。
18	他の国の補助金と重複して補助金を申請してもよいですか。	充電設備および設置工事と重複しない限りにおいて可能です。

Q2. 申請方法・記入方法・日付

No.	問合せ内容	回答
1	手続代行者には誰がなれるのですか。	審査内容の確認等を行いますので、原則工事施工会社に限っています。
2	手続代行者を変更することはできますか。	可能です。計画変更にて変更できます。変更届出書(様式15)を提出してください。
3	手続代行者を依頼すれば全てやってもらえるのですか。	申請者は、補助金申請の一切の手続きを手続代行者に依頼できますが、センターから発行される交付決定通知書等の書類は、補助金制度の適切な観点から、申請者宛に郵便で送付します。 また、手続代行者による不正等が発生した場合は交付決定が取消され、既に補助金が交付されているときは、申請者へ補助金の返還を求めますのでご注意ください。 【「申請の手引き」24ページ 4. 参照】
4	下請の工事施工会社ですが、手続代行者になれますか。	手続代行者は申請者と契約を結んでいることが前提となります。契約を結んでいることは、提出された見積書(コピー)で確認しています。そのため、下請の工事施工会社は、手続代行者となることはできません。
5	クレジットカードによる支払いでの充電器購入および設置を検討しているのですが、補助金を申請できますか。	可能ですが、1回払いの場合に限ります。 申請者宛の支払証憑が提出できることが条件になります。
6	クレジット会社の割賦販売を利用して充電器購入および設置を検討しているのですが、補助金を申請できますか。	申請できません。 割賦販売による支払は対象となりません。
7	ローン利用して充電器購入および設置を検討しているのですが、補助金を申請できますか。	申請可能です。 割賦販売法の規定による個別信用購入あっせん業者の登録を受けた法人(以下、「クレジット会社等」という。)の扱う金銭消費貸借契約が対象となります。ただし、クレジット会社等が取扱う「立替払契約」および「提携ローン契約」も対象といたしますが、契約日が平成27年6月1日以降のものに限ります。 以下の条件を満たす必要がありますのでご注意ください。 ・所有権がクレジット会社等に留保されないこと(契約書の約款、覚書等にその旨が明記されていることが必要となります) ・申請における必要な証憑類(領収書等)が提出可能なこと ・見積書等の支払条件にローンであることを明記すること ・補助金の受領後、速やかに補助金相当額又はそれ以上の額を債務の支払に充当すること 必要書類一式の他に、以下の書類が必要になります。 【実績報告書の提出時】

No.	問合せ内容	回答
		<p>①ローン契約等による補助金受給に関する取決書(様式24)</p> <p>②ローン契約等の契約書のコピー(契約者の捺印があるもの)</p> <p>【補助金の受領後】</p> <p>①ローン契約等補助金充当報告書(様式25)</p> <p>②クレジット等取扱会社発行の補助金相当額又はそれ以上の額を債務に支払に充当したことを証する書類のコピー</p>
8	ローン契約等による補助金受給に関する取決書(様式24)のクレジット等取扱会社の登録番号には何を記入すればよいですか。	割賦販売法の規定による個別信用購入あっせん業者の登録を受けたクレジット会社の登録番号については、下記のホームページの一覧からご確認ください。
9	補助金が交付されました。ローンを利用して充電器を設置したので債務に充当したいのですが、どうすればよいですか。	<p>取扱のクレジット会社等へ一部繰上返済の手続きを行ってください。</p> <p>充当額は補助金と同額、またはそれ以上の額としてください。</p> <p>「ローン契約等補助金充当報告書(様式25)」に各クレジット会社等より発行される一部繰上返済の手続書面や、一部繰上返済後の支払計算書等を添付の上、提出してください。</p>
10	設置工事完了後の支払いにローンを利用します。頭金を払い残額をローンにて支払うことはできますか。	<p>頭金を一部支払い、残金の支払いにローンを利用することはできません。</p> <p>その場合以下の条件を満たす必要がありますのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付された補助金は速やかに全額を債務に充当すること(債務の方が少ない場合は完済すること) ・ 見積書等の支払条件に頭金〇〇〇円、ローン〇〇〇円と明記すること ・ 申請における必要な証憑類(全額の請求書及び領収書等)が提出可能なこと <p>その他ローンを利用する場合の提出書類は、上記2-7を参照ください。</p>
11	新築の家に充電器を設置します。建物と充電器の工事費用を一緒にローンの契約をしても申請できますか。	<p>建物等のローン契約と充電設備設置工事のローン契約は分けて頂く必要があります。</p> <p>包括にて契約をされますと、補助金交付後に充電設備設置工事代金の債務に充当されたことが証明できなくなりますのでご注意ください。</p>
12	充電器は購入せずにリースして設置するのですが、その場合でも補助金の申請はできますか。	<p>リース契約が含まれる場合は、リース会社が申請者となり、補助金はリース会社へ支払われます。リース会社は月々のリース料金に交付される補助金相当分の値下がりを反映しなければなりません。添付書類などを「申請の手引き」を確認の上、申請ください。</p> <p>【「申請の手引き」26頁 参照】</p>
13	自治体が入札前に申請することは可能ですか。	可能です。ただし工事費の一部は、一般的な公共工事の積算方法とは、異なる内容がありますので注意が必要です。
14	平成24年度補正にて取得した自治体のビジョン管理ナンバーでも申請できますか。	<p>原則、申請は可能です。</p> <p>ただし、取得から時間が経っている場合などは自治体へビジョン管理ナンバーが有効かを問い合わせた上で、申請してください。</p>

No.	問合せ内容	回答
15	第 3 の事業「従業員駐車場」を申請する場合の必要書類は何ですか。	<p>「従業員駐車場」は従業員の通勤用の専用駐車場であり、従業員と事業主の間に存在する賃貸借契約や専用の使用許可(就業規則等)の提出が必要です。</p> <p>また、当該駐車場は事業主が所有している土地でも、従業員駐車場を目的とする借地でも申請は可能です。</p> <p>尚、土地所有の形態及び従業員との契約内容で提出書類が異なります。</p> <p>1) 土地を事業主が所有している場合</p> <p>① 有償にて従業員へ貸出: 事業主と従業員との間の賃貸借契約書のコピー</p> <p>② 無償にて従業員へ貸出:使用許可を証する書類等のコピー※</p> <p>2) 事業主が「従業員駐車場」として土地を借りている場合。</p> <p>③ 従業員駐車場(月極駐車場)としての使用目的が記載された土地の賃貸借契約書のコピー</p> <p>なお、上記書類が申請時に提出できない場合は、「第3の事業に関する誓約書(様式26)」を提出し、提出可能となった時点で「第3の事業に関する共同住宅・月極駐車場等証明書提出書(様式27)」と上記①～③のいずれかを添付して提出ください。会社の規模(従業員数)や電動自動車を従業員が保有しているか否か等に申請の制約はありません。</p> <p>【「申請の手引き」76 ページ③ 参照】</p> <p>※ 使用許可を証する書類等のコピーとは</p> <ul style="list-style-type: none"> ●駐車場の契約及び利用方法の記載がある就業規則等 ●使用するための許可証等(「担当部署が発行する承認書」または「申込書と許可書の一対」)
16	事業主が土地を所有しており、従業員駐車場の申請をしますが、就業規則、許可書等がありませんが申請できますか？	<p>必ず提出が必要になりますので、ご用意ください。</p> <p><新設にて従業員駐車場を整備し、充電設備を設置する場合></p> <p>賃貸借契約が結ばれておらず、就業規則や許可証等の準備が出来ていない場合は、申請時に様式 26 を提出の上、準備が出来次第、契約内容が分かる書類とともに様式 27 を提出をしてください。</p> <p><既存の従業員駐車場に充電設備を設置する場合></p> <p>従業員と事業者の間に存在する賃貸借契約や専用の使用許可(就業規則等)の提出が必要です。</p>

No.	問合せ内容	回答
17	個人で申請しますが、自分の会社で工事をします。 利益等排除の対象となるのですか。	法人の代表取締役が個人で申請する場合は利益等排除の対象となります。添付書類などを「申請の手引き」を確認の上、申請ください。 【「申請の手引き」 27頁 参照】
18	自宅へ充電器を設置するのですが、知人が好意で設置してくれるので工事費がかかりません。第4の事業で充電器だけでも申請できますか。	申請可能です。 様式1-4の2枚目、「7. 充電設備設置工事の次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金申請額」の工事の申請額を「0円」としてください。
19	寄贈された充電器を設置するのですが、工事だけの申請はできますか。	この補助制度は、新たに充電設備および充電器課金装置を購入し設置を行う方、または新たに外部給電器を購入する方に対して補助金を交付する制度ですので、寄贈を受けた充電設備等の設置工事費用は補助対象外となります。
20	急いでいるので「様式1-1」だけ送付します。先に申請を付けてもらえますか。	申請の受理はできません。 申請書類が到着しても、必要書類が不足している、申請書が所定の様式でない、必要事項の記入がない、押印漏れがある場合等、センターが適正でないとした場合は、申請の受付を行うことなく、不備内容の説明書を添付してそのまま返却する場合があります。 必要書類をすべてそろえた上で、センターへ送付するようにしてください。
21	申請書に記入する申請日は書類の提出日の事ですか。	すべての添付書類を用意して、申請書の記入が完了した日の事です。センターへの到着を想定した未来日等は記入しないでください。
22	設置工事着工日の定義を教えてください	充電施設等補助対象経費に係る設備の設置工事の施工開始日のことをいいます。
23	設置工事完了日の定義を教えてください。	充電施設等補助対象経費に係る設備の工事が全て完了した日のことをいいます。
24	記入を間違えた場合はどうすればよいですか。	訂正印による修正は認めておりません。申請書は新たに作成してください。
25	平成24年度の補助金用の申請書で申請してもよいですか。	平成24年度補正の申請書、様式では受理することができません。
26	押印は全て実印ですか。印の種類を教えてください。	個人の場合は、認印、法人・地方公共団体の場合は、契約締結に使用する印鑑を押印してください。 ただし、共同申請時には、実印で押印してください。 また、申請者による押印は、すべて同一印をお願いします。
27	様式4-1の記入方法について詳しく知りたい	センターホームページの記入例を参照ください。
28	見積書が消費税込の金額になっています。申請書に記入する額はどうすれば良いですか。	消費税は補助対象経費とみなしません。申請書はすべて税抜の額を記入してください。見積書等も消費税は別途記載するようにお願いします。

No.	問合せ内容	回答
29	振込手数料を差し引いて振込をしたのですが、申請書にどのように記入すればよいですか。	振込手数料は補助対象経費とはみなしません。振込手数料や端数処理、出精値引き等は内訳書のどの費目へ計上しているか明示してください。
30	記入した内容に自信がありません。審査が通るかどうか、事前審査をお願いできますか。	<p>本補助制度では、事前審査制度はありません。申請にあたりご不明な点はセンターホームページにてご確認頂くか、コールセンターにお問い合わせください。</p> <p>センターホームページ http://www.cev-pc.or.jp コールセンター(03-3548-2871)</p>
31	経理処理で圧縮記帳は可能ですか。	<p>個人の方は国庫補助金等の総収入金額不算入の規定(所得税法第42条)の適用を受けることができ、また法人は国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定(法人税法第42条)の適用を受けることが可能です。</p> <p>なお、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署または税理士にご相談ください。</p>

Q3. 添付書類

No.	質問	回答
1	<p>第4の事業で求められている「要部写真」の内容について教えてください。</p>	<p>要部写真は様式5を用いて提出してください。</p> <p>①申請時(工事着工前の写真を2枚)</p> <p>1枚目: 充電スペースを含む設置予定場所の 全景写真</p> <p>2枚目: 全景写真よりも近い位置から撮影した 本体設置予定場所周辺の写真</p> <p>(注) 充電スペースや設置場所を赤枠にて明 示してください(手書可)</p> <p>②実績報告時(工事完了後の写真2枚と銘板の写真)</p> <p>1枚目: 申請時と同じ位置から撮影した全景 写真を隣に添付</p> <p>2枚目: 申請時と同じ位置から撮影した本体 設置場所周辺の写真を隣に添付 設置した充電設備の銘板の写真 (メーカー名・型式・製造番号を記入)</p> <p>設置場所名称には自宅駐車場である場合も「(申請者名)邸駐車場、 車庫」などのように名称を記入してください。</p> <p>※センターに提出する様式の設置場所名称は統一する必要があります。</p>
2	<p>要部写真として写真が求められています。これから建設するので、設置予定場所には何もありません。何を写せばよいのですか？</p>	<p>要部写真は工事項目ごとに異なり、工事着工前や工事中に撮影する必要のある写真もありますのでご注意ください。</p> <p>これから建設する場合でも工事完了後の写真と比べる必要がありますので、設置予定場所を撮影し、赤枠にて明示してください。</p> <p>要部写真の詳細は「申請の手引き」の各事業の補足資料にて確認してください。</p>
3	<p>法人の場合、役員名簿(様式33)の提出が必要とありますが、記入しなければならない役員の範囲を教えてください。</p>	<p>役員とは取締役、会計参与、監査役になります。たとえ非常勤役員であっても役員である以上は必須となります。</p> <p>申請者が法人の場合(共同申請者も含む)は、「申請の手引き」6頁(別紙1)「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認し、謄本等に記載されている役員全員を役員名簿(様式33)に記入してください。</p> <p>また、リース契約の利用者が法人の場合は謄本等と役員名簿(様式33)が必要となります。</p>
4	<p>支払証憑について教えてください。複数の場所に充電器を設置しました。申請は一つの工事毎に行いましたが、支払いは全ての申請分を一度に工事施工会社に支払いました。どのように報告書に添付すればいいですか。</p>	<p>工事施工会社の請求書に設置場所ごとの請求額を記載させ、領収書にも内訳を貼付させてください。</p>

5	自治体ですが、支払証憑として「支出命令書」を用いることは可能でしょうか。	<p>可能です。</p> <p>支払証憑については原則、工事施工会社発行の領収書または金融機関発行の証明書(工事施工会社も通帳のコピーなど)を提出してください。</p> <p>ただし、提出が困難な場合に限り、金融機関の印のある支出命令書をお認めします。</p> <p>また金融機関の印がない場合は、支出命令書および支払いを証する書類(支払いシステムの画面コピー)を添付してください。</p>
6	取得価格が50万未満でも、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)を提出するのですか。	<p>提出が必要です。</p> <p>補助金の交付を受けた方は、取得財産等について「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)」を備えて管理し、その写しをセンターに提出しなければなりません。</p> <p>記入しなければならない取得財産等は充電設備等および取得価格が50万以上のトランス・付帯設備が対象となります。</p>
7	同時期に複数の申請を行います。同じ郵便で申請する際に、本人確認書類等の写しはそれらすべての申請に必要なのでしょうか？	<p>複数の申請書をまとめて送付する場合は、原本を一通添付し、同封の申請分のコピーを添付でも可能です。</p>

Q4. 申請後の変更

No.	質問	回答
1	工事を開始したら、配線予定の土地に別建物の基礎があり、配線ルートを変更しなくてはいけなくなりました。センターへの連絡は必要ですか？	変更が必要となった時点で速やかに、計画変更申告書(様式14)を用い、変更の内容をセンターに連絡してください。センターはその内容・理由に基づき変更内容の重要性を審査し、結果を申請者に通知しますので、その指示に従ってください。なお、交付決定時点から工事全体が大きく変わる(見積もり再取得といった)場合以外は工事を続行してかまいません。
2	法人です。申請後に法人名を変更しました、どのように対処すればよいですか？	変更届出書(様式15)と変更後の本人確認書(謄本等)を提出してください。 ただし、交付申請後に申請者(法人そのもの)を変更することはできません。
3	新しい機種が発売されたので違う充電器を設置したいのですが、申請した充電器を変更することはできますか。	(交付決定前) 工事内容に変更がない場合は見積書の差替えにて対応いたします。 工事内容に変更がある場合は申請を取り下げて再申請してください。 (交付決定後) 速やかに「計画変更申告書(様式14)」をセンターに提出し、支持を受けてください。
4	新築住宅(設置場所)に充電器を設置して引越しました。実績報告書を提出するのですが申請時と現住所が変更した場合はどうすればよいですか。	申請者の現住所が変更になる場合は、「変更届出書(様式15)」の提出が必要です。変更前と変更後の住所が確認できる書類(住民票、免許証の表と裏書等)を添付してください。
5	充電設備の設置工事を取りやめることになりました、申請を取り下げることはできますか。	申請の取下げには二種類あります。 ・補助金交付決定前および交付決定通知の内容に不服があり取下げる場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内にセンターへ「補助金交付申請取下書(様式20)」を提出してください。 ・交付決定の通知を受けた後に計画の中止または廃止により申請を取り下げる場合は、「計画変更申告書(様式14)」をセンターに提出し、支持を受けてください。
6	個人です。申請者は父でしたが、事情があり実際に充電器・工事の代金を息子の私が支払いましたので、全ての証憑の宛名が息子である私です。実績報告書を私の名前で出してよいですか？	原則、実績報告書は受け付けられません。このような場合はセンターへ連絡してください。
7	設置が終わる前に、申請者が死亡しました。どうすればよいですか？	計画変更申告書(様式14)を用い、センターへ連絡をしてください。 その後センターの指示に従って対応いただきます。

Q5. 財産管理・財産処分

No.	質問	回答
1	処分制限期間の5年が過ぎたら、処分はどうすればよいですか？	設置完了日から5年が過ぎた充電設備等の処分については、補助事業者の意向で決めてください。
2	自宅につけたのですが、転勤で家を処分します。	財産処分の手続きが必要となります。 処分制限期間内の転居の場合、充電器を付けた状態で家を売却し、新規購入者が充電器を利用することが確約されている場合等、必要な条件が整えば補助金を返納しなくてよい場合があります。詳しく、センターにお問い合わせください。
3	マンションに自分でつけたのですが、転居します。	財産処分の手続きが必要となります。 処分制限期間内の転居の場合、管理組合の約款において、これを撤去せず、新規の賃貸借契約を結び、継続して充電器を利用することが定められている場合等、必要な条件が整えば補助金を返納しなくてよい場合があります。詳しくはセンターにお問い合わせください。
4	充電器メーカーからメーカーの責任で不具合が発生し交換したいと言われました。	充電設備等の交換にあたるため、「財産処分承認申請書(様式22)」を提出してください。センターはこれを受け、返納を求めない旨の承認書を発行します。なお、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)を修正し再度センターに送付する必要があります。
5	補助金の交付を受けた充電器を「充電インフラ会社」等に貸付けし課金の運用を任せたいのですが、可能ですか。	補助金の交付を受けた方が充電設備の所有権を留保し、補助金の目的の達成を図るために行われる利用権の許諾であれば可能です。 その場合は、センターに取得財産等届出書(様式21)に賃貸借契約書等を添付して提出する必要があります。
6	補助金の交付を受けた充電器を設置した建売住宅の購入者が決まりました。どのような手続きが必要ですか。	財産処分承認申請書(様式22)を提出してセンターの指示を受けてください。 この場合、購入者が財産処分に係るセンターの承認を得ることについて合意がある必要があります。
7	新築のマンションが竣工したので建設会社からマンション管理組合に充電器の所有権を変更します。どのような手続きが必要ですか。	財産処分承認申請書(様式22)を提出してセンターの指示を受けてください。 マンション管理組合が財産処分に係るセンターの承認を得ることについて合意がある必要があります。